

➤ 自動運転に関わる制度整備を行い、安全確保を第一としつつ自動運転の実現を後押ししています。

自動運転の実現に向けた道路交通法改正試案等

警察庁では、平成27年度以降、有識者を交えた調査検討委員会を設けて、自動運転に関する公道実証実験を可能とする許可制度の創設や法律上の課題の整理等を進め、自動運転の実現を後押ししています。

自動運転技術の実用化に対応するための道路交通法改正試案

- 調査検討委員会の検討結果を踏まえ、作成
- 平成30年12月25日から30日間、パブリックコメントを実施
- 自動運転中の運転者の義務に関する規定の整備等
 - ・自動運転システムの使用条件を外れた時に運転操作を引き継ぐことができる態勢でいる等の場合に限り、携帯電話の使用禁止等を解除
 - ・自動運転システムの作動状態の記録、保存義務等

【前提となる自動運転システムの要件】 ※当該要件を満たすことが法制度上確保されたもの

- ①ODD内では、交通ルールに関する法令を遵守した運転制御を行う。
- ②ODD外となることや自動運転車の故障により自動運転の継続が困難とシステムが判断した場合に、運転操作の引継ぎを求めため、運転者が確実に認知可能な「警告」を発する。

【道路交通法上の運転者の義務(現行)】

A 運転操作に係る義務

- 安全運転義務 ●制限速度遵守義務
- 信号等遵守義務 ●車間距離保持義務 等

B 運転操作以外に係る義務

B-1) Aの安定した履行を確保するための義務

- 無線通話装置(例:携帯電話)の保持による通話の禁止
- 画像表示用装置(例:カーナビ)の注視の禁止
- 飲酒運転の禁止等

B-2) その他の義務

- 事故時の救護義務 ●故障時の停止表示器材表示義務 等
- 運転免許証提示義務

【自動運転中の運転者の義務】

要件①を満たすシステムは、ODD内で自動運転中は、義務Aを自動的に履行

システムを適切に使用することにより、義務Aの履行が可能に(運転者は引き続き義務Aを負う)

システムを適切に使用することにより、従来義務Aの履行に必要とされた運転者自身による常時監視や運転操作は不要となるため、保持通話及び画像注視の禁止を解除

運転者自身が運転操作を引き継ぐ可能性は常にあるため、引き続き禁止

システムが担う動的運転タスク以外の義務であるため、引き続き義務付け

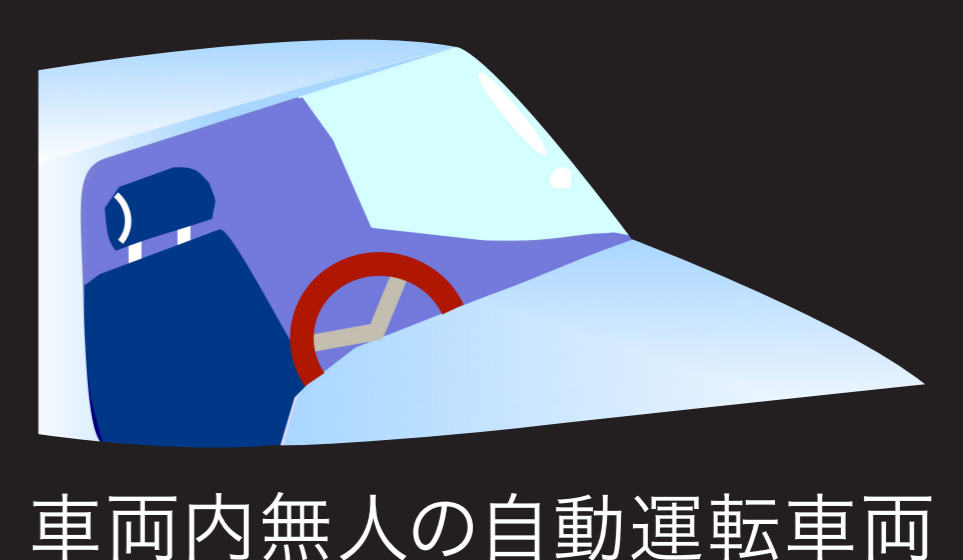
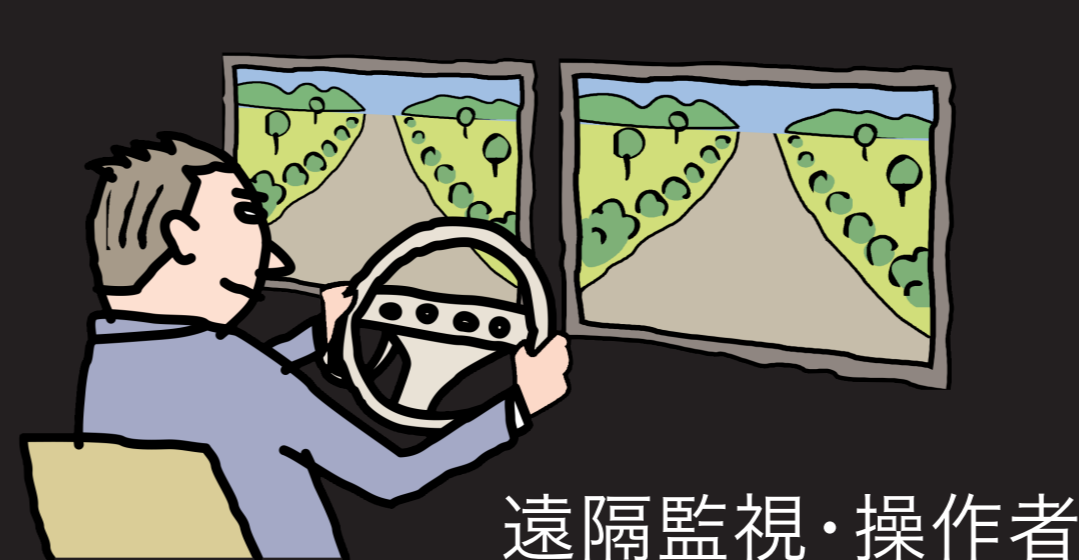
※システムの使用はODD内に限る必要。

※ODD内で自動運転中は、少なくとも、「警告」を認知することができる注意を払い、警告時にシステムの使用を中止して自らの運転操作に切り替えられる態勢を保持することが必要。

※「技術開発の方向性に即した自動運転の実現に向けた調査研究報告書(道路交通法の在り方関係)」を元に作成

遠隔型自動運転システムの公道実証実験に係る道路使用許可の申請に対する取扱いの基準(平成29年6月公表)

- 実験車両の運転者席に乗車しない者が監視・操作を行う遠隔型自動運転の公道実証実験の許可制度を創設
- ➔メーカー等が1都4県(東京・愛知・石川・神奈川・福井)で遠隔型の公道実証実験を実施



自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン(平成28年5月公表)

- 特段の許可や届出なしに実施可能な公道実証実験の対象を明確化
- ➔メーカー等が全国各地でレベル3、4相当の自動運転システムの公道実証実験を実施

